



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 教育委員会規則
- *17 和歌山県教職員特別健康管理規則の一部を改正する規則
- 告示
- 1406 平成20年度地籍調査事業計画の変更 (地域づくり課)
- 1407 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1408 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 1409 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)
- 1410 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 1411 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1412 救急診療所の認定 (医務課)
- 1413 橋本市吉原土地改良区の設立認可 (農業農村整備課)
- 1414 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
- 1415 地域森林計画の案の縦覧 (林業振興課)
- 1416 " (")
- 1417 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 1418 " (")
- 1419 " (")
- 1420 基本測量の実施 (技術調査課)
- 1421 交通警察事務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 教育委員会告示
- 5 平成21年度和歌山県立高等学校生徒の募集定員
- 警察本部告示
- 15 一般競争入札による落札者の決定
- 公告
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- " (")
- 入札公告 (警察本部)
- 監査公表
- 監査公表第30号
- 諸報

公聴会の開催 (和歌山海区漁業調整委員会)

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第17号

和歌山県教職員特別健康管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月7日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力
和歌山県教職員特別健康管理規則の一部を改正する規則

和歌山県教職員特別健康管理規則(昭和26年和歌山県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(県教育長の指定する者を除く。以下同じ。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、和歌山県教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者にあつては、この限りでない。

第4条の見出しを「(要注意者及び要休業者)」に改め、同条中「要注意者」を「要注意者及び要軽業者」に、「3箇月」を「3か月」に、「校長」を「校長等(県立学校に所属する教職員にあつては当該学校の校長、市町村立学校等に所属する教職員にあつては当該学校の校長及び市町村教育委員会等をいう。以下同じ。)」に改める。

第5条の見出しを「(要休業者)」に改め、同条第1項中「要軽業者及び要休業者」を「要休業者」に改め、同条第2項中「要休業者及び要療養者で、休職することを必要とする者は、審査願を休職予定の3箇月前に、」を「要休業者で、1か月を超えて病気休暇を取得することを必要とする教職員は、審査願を」に改め、同条第3項中「第1項に規定する者で、特別休暇又は休職中の教職員は、3箇月」を「要休業者で、病気休暇を取得し、又は休職を命じられている教職員は、3か月」に、「校長を経由して」を「校長等を経由して県教育長に」に改め、同条第4項中「特別休暇又は休職中の教職員が」を「要休業者で、病気休暇を取得し、又は休職を命じられている教職員は」に、「校長を経由して」を「校長等を経由して県教育長に」に改める。

第6条の見出しを「(復帰等)」に改め、同条中「疾病により休職中の教職員が復職を希望するときは、原則として、復職予定の3箇月前に」を「1か月を超えて病気休暇を取得し、又は休職を命じられている教職員が復帰又は復職を希望するときは、」に、「校長を経由して」を「校長等を経由して県教育長に」に改める。

第7条中「管理に留意するとともに未感染者、自然感染

による陽性転化者等にそれぞれ必要な措置をとるよう指導」を「健康管理に留意」に改める。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 1か月を超えて病気休暇を取得する必要がある場合
第8条第3号中「疾病による特別休暇中の者のうち、登校」を「1か月を超えて病気休暇を取得している教職員のうち、復帰」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条

に次の1号を加える。

(5) その他県教育長が必要と認める場合
第8条に次の1項を加える。

2 審査会は、前項各号についての意見を述べるに当たり、当該教職員又は校長等に対して必要な書類の提出を求めることができる。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

	区分	内 容	指 導 指 標
生活 規 正 の 面	A(要休業)	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B(要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは職務の変更又は休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C(要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと又はこれらの勤務を制限すること。
	D(健康)	全く平常の生活でよいもの	勤務に制限を加えないこと。
医 療 の 面	1(要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な医療を受けるよう指示すること。
	2(要観察)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
	3(健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの	医療又は検査等の措置を必要としないこと。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条、第5条、第6条関係)

(その1)

(県立学校用)

審 査 願

下記により和歌山県教職員特別健康管理審査会の審査をお願いします。

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

所 属
職・氏名

印

記

- 1 疾病名
- 2 審査事由
 - ア 病気休暇 イ 病気休暇中のところ復帰(予定期日)
 - ウ 休職中のところ復職(予定期日) エ 経過報告
 - オ 復帰後の経過報告(復帰日) カ 再審査
(学校長副申)

次のとおり副申します。

職名	年齢	採 用 年 月 日	本件に関連する 休暇等の経過	前回受審年月日 と 判 定 結 果	備 考
			病気休暇期間 年 月 日～年 月 日 休職期間 年 月 日～年 月 日	※初めての場合は「初回」	

年 月 日

学校長

印

備考

- 1 審査願の「2 審査事由」については、該当する記号をすべて○で囲むこと。
- 2 復帰又は復職の場合は、予定期日を記入すること。
- 3 病気休暇又は休職の場合は、次の書類等を添付すること。
 - (1) 結核性疾患の場合
検診票(別記第1号様式)及びレントゲンフィルム(断層フィルムも含む。)
 - (2) 結核性疾患以外の疾病の場合
検診票(別記第1号様式)、その疾病に関わる検査結果、その他審査を行うために必要と思われる書類等
- 4 復帰又は復職の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 結核性疾患の場合
検診票(別記第1号様式)、最近の生活記録、検温表(毎食の30分前に測定し、グラフに図示のこと。)並びにレントゲン直接及び断層フィルム(結核休職発令当時並びに審査願出6か月前、3か月前及び1か月前のフィルム)
 - (2) 結核性疾患以外の疾病の場合
検診票(別記第1号様式)、疾病回復の程度が客観的に判定することができる検査値提出を求められた書類、その他審査を行うために必要と思われる書類等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1406号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成20年度地籍調査事業計画(平成20年和歌山県告示第589号)の一部を、次のとおり変更した。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目	変 更 前	変 更 後
調査地域	紀の川市	紀の川市
郡 市 名		
町 村 名		
調査地域名	西川原の一部 東川原の一部 上田井の一部 下鞆渕の一部 枇杷谷の一部 豊田の一部 東三谷の一部 中三谷の一部 西三谷の一部 中井阪 東野の一部 中鞆渕の一部	西川原の一部 東川原の一部 上田井の一部 下鞆渕の一部 枇杷谷の一部 豊田の一部 東三谷の一部 中三谷の一部 西三谷の一部 中井阪 東野の一部 中鞆渕の一部

藤崎	藤崎
桃山町段新田	桃山町段新田
貴志川町西山の一部	貴志川町西山の一部
下井阪の一部	下井阪の一部
粉河の一部	粉河の一部
中山の一部	中山の一部
桃山町元の一部	桃山町元の一部
貴志川町長山の一部	貴志川町長山の一部
東坂本	東坂本
後田	後田
西山田の一部	西山田の一部
穴伏	穴伏
貴志川町長原の一部	貴志川町長原の一部
	長田中

和歌山県告示第1407号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社グッチメディカルサービス	新宮市蜂伏3-27	グッチメディカルサービス	新宮市蜂伏3-27	居宅介護支援	平成20.9.30

和歌山県告示第1408号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人和生福会	海南市孟子709-1	緑風苑居宅介護支援事業所	紀の川市貴志川町神戸26-1	居宅介護支援	平成20.10.1

和歌山県告示第1409号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106780	株式会社ウィンコーポレーション	和歌山市十三番丁39番地	村垣昭二	ケアプランセンターせいがの森	和歌山市栄谷58-2	居宅介護支援	平成20.11.1 平成26.10.31

3072200607	有限会社エス・オー・イー	田辺市下三栖1471-10	坂本昌紀	さくらホームヘルプサービス	田辺市三栖1471-10	居宅介護支援	平成 20.11.1 平成 26.10.31
------------	--------------	---------------	------	---------------	--------------	--------	---------------------------------

和歌山県告示第1410号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072300522	配夢株式会社	新宮市緑ヶ丘2丁目1-72	赤松福代	介護センターアオ空	新宮市緑ヶ丘2丁目1-72	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.11.1 平成 26.10.31
3070106798	有限会社プログレス	和歌山市船所30-4	中江博美	デイサービスあい楠見	和歌山市楠見中197-8	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.11.1 平成 26.10.31
3070106806	株式会社ウィンコーポレーション	和歌山市十三番丁39番地	村垣昭二	デイサービスセンターせいがの森	和歌山市栄谷58-2	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.11.1 平成 26.10.31
3072400777	有限会社アクセス	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	小川由合	デイサービスセンターもみじ	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.11.1 平成 26.10.31
3070106160	有限会社Garden life	和歌山市有本685番地の1	田中拓志	訪問介護サービス裏りの花	和歌山市狐島510番地	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 20.11.1 平成 26.10.31

和歌山県告示第1411号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700261	重症心身障害児施設桃山療護園短期入所事業	紀の川市桃山町元764	短期入所	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市森小手穂字南沖田2-1	平成 20.1.21

和歌山県告示第1412号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人英正会 長雄整形外科
- 2 所在地 紀の川市下井坂447-1
- 3 有効期限 平成23年10月31日

和歌山県告示第1413号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定

により、橋本市吉原土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1414号

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第778号	混合有機質肥料	スーパーグリーンEM	窒素全量2.5 りん酸全量6.5	公定規格のとおり	長瀧隆治 和歌山県日高郡みなべ町清川239番地	平成23年10月16日

和歌山県告示第1415号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 森林計画区の名称
紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

2 縦覧場所
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局産業振興部林務課及び東牟婁振興局産業振興部林務課

3 縦覧期間
平成20年11月7日から平成20年12月7日まで

3 縦覧期間
平成20年11月7日から平成20年12月7日まで

和歌山県告示第1417号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成20年11月18日（火）午前10時から
2 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館 4階 農林水産部会議室

3 被聴聞者
(1) 氏名 北村拓也
(2) 住所 和歌山県有田市宮崎町2492番地23
(3) 漁業許可 小型機船底びき網漁業
(4) 許可番号 ワカ小型第208号
(5) 船舶名 金比羅丸（WK3-21029）

和歌山県告示第1416号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 森林計画区の名称
(1) 紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）

(2) 紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）

2 縦覧場所
(1) 紀北地域森林計画
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局産業振興部林務課、那賀振興局産業振興部林務課及び伊都振興局産業振興部林務課

(2) 紀中地域森林計画
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局産業振興部林務課及び日高振興局産業振興部林務課

和歌山県告示第1418号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成20年11月19日（水）午前10時から
2 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館 4階 農林水産部会議室

3 被聴聞者
(1) 氏名 深野哲司
深野幸男
(2) 住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2890
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅357

- (3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業
- (4) 許可番号 第49号・第50号
- (5) 船舶名 第6深晃丸(WK2-3493)
第7深晃丸(WK2-3494)

和歌山県告示第1419号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成20年11月19日(水)午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁
和歌山県水産会館 2階 第5会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 筒井稔
- (2) 住所 和歌山県有田郡湯浅町大字栖原840
- (3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業
- (4) 許可番号 第107号・第108号
- (5) 船舶名 第10海宝丸(WK2-3496)
第11海宝丸(WK2-3497)

和歌山県告示第1420号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基

ア 業務処理場所及び配置人員

業務処理場所	配置人員	業務処理場所	配置人員	業務処理場所	配置人員
橋本警察署	3人	海南警察署	2人	串本警察署	2人
かつらぎ警察署	2人	有田警察署	2人	新宮警察署	2人
岩出警察署	4人	湯浅警察署	2人	交通センター	6人
和歌山東警察署	4人	御坊警察署	3人	田辺運転免許センター	2人
和歌山西警察署	3人	田辺警察署	2人	新宮運転免許センター	1人
和歌山北警察署	3人	白浜警察署	2人	合計	45人

イ 業務処理日

業務処理日は次のとおりとする。

(ア) 各警察署

和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日とする。

(イ) 交通センター

土曜日、国民の祝日を定める法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間を除く日とする。

(ウ) 田辺運転免許センター及び新宮運転免許センター
県の休日を除く日とする。ただし、毎月の日曜日

づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(ジオイド測量)
- 2 作業期間 平成20年11月12日から平成21年3月25日まで
- 3 作業地域 田辺市、新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、串本町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町

和歌山県告示第1421号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、交通警察事務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

交通警察事務委託業務

(2) 業務内容

交通警察事務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 業務処理場所等

のうち1日は業務処理を行うこととし、他の業務処理日のうち2日は、午前又は午後の業務処理とする。

ウ 業務処理時間

(ア) 各警察署における業務処理時間は、1日8時間とする。

(イ) 各センターの業務処理時間は、1日6時間とする。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人で、平成20年11月7日(金)現在において、次に掲げる要件の

すべてを満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配付方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 直近3期分の財務諸表又は決算書(貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税
 - (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年11月7日(金)から平成20年11月20日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配付を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札参加資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年11月20日(木)午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地 交通センター 3階第2教室

(2) 日時

平成20年11月14日(金)午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年11月7日(金)から平成20年11月21日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配付の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110(内線248)

ファクシミリ番号 073-473-7824

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年11月28日(金)までに通知する。

8 総合評価一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年12月2日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年12月4日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

平成21年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成20年11月7日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立紀の川高等学校及び和歌山県立陵雲高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成21年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1(第1項関係)
〔全日制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋本	普通科	3	120
	※1 普通科(県立中)	2	80
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
紀北農芸	システム化学科	1	40
	生産流通科	1	40
伊都	普通科	4	160
	施設園芸科	1	40
笠田	環境工学科	1	40
	普通科	3	120
粉河	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
那賀	普通科	5	200
	理数科	1	40
貴志川	普通科	7	280
	国際科	2	80
和歌山西	普通科	5	200
	人間科学科	1	40
和歌山北	普通科	4	160
	普通科	6	240
和歌山	体育科	2	80
	総合学科	6	240
向陽	普通科	5	200
	※1 環境科学科	2	80
桐蔭	文化科学科	1	40
	普通科	4	160
和歌山東	数理科学科	2	80
	総合人文科	1	40
星林	普通科	6	240
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	2	80
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
和歌山商業	創造技術科	1	40
	ビジネス創造科	8	320

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
海南	普通科(海南校舎)	4	160
	教養理学(海南校舎)	1	40
	普通科(大成校舎)	2	80
大成(美里分校)	普通科	1	40
箕島	普通科(普通)	3	120
	普通科(スポーツ)	1	40
	情報経営科	1	40
有田中央	機械科	1	40
	総合学科	4	160
(清水分校)	普通科	1	40
耐久	普通科	6	240
日高	普通科	4	160
	総合科学科	1	40
(中津分校)	普通科	1	40
紀中央館	普通科	4	160
	工業技術科	1	40
南部	普通科	3	120
	生産技術科	1	40
	園芸科	1	40
(龍神分校)	服飾デザイン科	1	40
	普通科	1	40
田辺	普通科	6	240
	※1 自然科学科	2	80
田辺工業	機械科	2	80
	電気電子科	2	80
神島	情報システム科	1	40
	普通科	3	120
熊野	経営科学科	4	160
	看護科	1	40
串本古座	総合学科	4	160
	普通科(串本校舎)	2	80
新宮	国際教養科(串本校舎)	1	40
	普通科(古座校舎)	2	80
新翔	普通科	7	280
	総合学科	4	160
合計		191	7,640

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち2クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 田辺高等学校自然科学科

別表第2(第2項関係)
〔定時制の課程〕

学校名	学科名	学級数	定員
※2 紀の川	普通科	昼間 2	70
	普通科	夜間 1	30
粉河	普通科	夜間 1	40
※2 青陵	普通科	昼間 2	70
	普通科	夜間 1	30
和歌山工業	情報会計科	夜間 1	30
	機械電気科	夜間 1	40
※3 海南	建築科	夜間 1	40
	普通科	夜間 1	40
(本校及び下津分校)	普通科	夜間 1	40
耐久	普通科	夜間 1	40
日高	普通科	夜間 1	40
※2 南紀	普通科	昼間 1	35
	普通科	夜間 1	30
(周参見分校)	普通科	夜間 1	30
新宮	普通科	夜間 1	40
合計		17	605

※2 単位制高等学校である紀の川、青陵及び南紀(本校)の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

※3 定時制課程の海南高等学校下津分校は、合格者の希望状況により、学級を開設する。

別表第3(第3項関係)
〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
紀の川	普通科	特に定めない
青陵	普通科	

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第15号

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)の賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年11月7日

和歌山県警察本部長 永松健次

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成20年9月11日
- 4 落札者の氏名及び所在地
芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区三崎町3丁目3番23号
- 5 落札金額
月額522,007円(うち消費税及び地方消費税の額24,857円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成20年8月1日

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	岩出市野上野字宮ノ前340番、337番4、338番、341番、342番、350番、351番、352番、353番、377番1、里道、水路
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市黒田80番地1 東不動産株式会社 代表取締役 東行男

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	西牟婁郡上富田町岩田字刃剣2167番地1、2168番地1、2169番地1、2170番地1、2171番地1、2210番地2、2210番地3、2210番地4、2210番地21
許可を受けた者の住所及び氏名	大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

入 札 公 告

交通警察事務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び第167条の10の2第6項の規定に基づき公告する。

平成20年11月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 事業年度 平成20年度
 - (2) 業務の名称
交通警察事務委託業務
 - (3) 業務の内容
ア 運転免許事務の補助等業務
イ 自動車保管場所証明事務
(ア) 自動車保管場所調査事務
(イ) 自動車保管場所電算入力等関係事務
(ウ) 自動車保管場所標章関係事務
その他詳細については、交通警察事務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (4) 契約期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間
 - (5) 予定価格
94,241,985円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第1421号に規定する交通警察事務委託に係る総合評価一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市西1番地
和歌山県警察本部交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)

電話番号 073-473-0110

ファクシミリ番号 073-473-7824

(2) 期間

平成20年11月7日(金)から平成20年11月20日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成20年11月20日(木)午後4時までで書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地 交通センター 3階第2教室

(2) 日時

平成20年11月14日(金)午前10時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西1番地 交通センター 3階第2教室

イ 入札日時

平成21年1月9日(金)午後2時

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 総合評価一般競争入札方法等に関する事項

(1) 入札方法

ア 本入札は、自治法令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

参加資格の認定を受けた参加者は、次の必要書類を提出するものとする。

(ア) 入札書

(イ) 事業計画書

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法等

落札者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、以下の落札者決定基準による総合評価方式を採用し決定する。

評価に当たっては、学識経験者の意見を踏まえた上で、公平かつ客観的に行うものとする。

ア 評価に当たっては、100点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

イ 評価は、価格評価及びその他の評価に区分し、その配点をそれぞれ50点とする。

ウ 1の(5)に定める予定価格に105分の100を乗じて得た金額を超える入札をした者は、失格とする。

エ その他の評価については、公平性、業務遂行体制、業務従事者に対する指導・教育体制、業務監査、情報管理、現場におけるトラブル対応・苦情処理、財務基盤、組織基盤に区分して評価し、それぞれ配点する。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、競争入札参加資格停止措置を受けて競争入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するものとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部運転免許課及び交通規制課の職員が立ち会うものとする。
- 12 契約書作成の要否
要
- 13 契約の締結における議会の議決の要否
否
- 14 契約方法
契約は、落札者で行うものとする。
- 15 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

に実行されたい。

和歌山県土地開発公社

ア 和歌山県土地開発公社の保有する土地のうち、紀泉台、長山及び蜂伏については住宅の分譲地として、また北勢田ハイテクパークについては企業団地として売却されつつある。残りの区画について、今後も、その売却に努力されたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地についても、早期処分にも努められるとともに、紀泉台西部土地についてもその活用の方途を検討されたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先の地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

3 その他

監査委員楠本隆は、当該年度において和歌山県土地開発公社の理事の職にあったため、地方自治法第199条の2の規定により、同公社に係る審査には加わらなかった。

諸 報

公 告

増殖場におけるイサキ資源保護のための委員会指示について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、委員会指示案は、平成20年11月7日から11月14日まで当委員会事務局、県資源管理課及び沿海各振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成20年11月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

1 日時及び場所

平成20年11月14日（金）午後1時30分から

東牟婁郡串本町串本1557-2

水産試験場 2階会議室

2 案件

増殖場におけるイサキ資源保護のための委員会指示について

3 口述等に関する問い合わせ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話番号 (073) 432-4111 内線番号 3015

監 査 公 表

和歌山県監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成20年8月21日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年11月7日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県監査委員 原 日 出 夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
社団法人わかやま森林と緑の公社 和歌山県土地開発公社	平成20年8月21日 "

2 監査の結果

懸案・改善事項

社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が農林漁業金融公庫及び県からの借入金であり、平成19年度末の借入金残高は、約145億5千万円となっている。また造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となる。一方、近年木材価格は下落傾向にあり、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後、他都道府県の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年～80年に契約変更）などを確実に